

ケアプランにおける軽微な変更の取扱いについて

令和5年2月
和歌山市 介護保険課
指導監査課

ケアマネジャーはケアプランを変更する際、原則としてケアプラン作成に当たっての一連の業務を行うことが必要ですが、利用者の希望による「軽微な変更」を行う場合はこの必要はありません。次に「軽微な変更」の内容について記載しますが、あくまで例示であり「軽微な変更」に該当するかどうかは、利用者の状況によって個別に判断してください。なお、目標（第2表長期目標、短期目標）又はADLに変化がある場合は、軽微な変更には該当しません。

また、サービス担当者会議の開催については制限するものではありませんので必要に応じて開催してください。

【指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準 第13条 第十六号】

【介護保険最新情報 V o l . 9 5 9 令和3年3月31日】

軽微な変更の例	国の解釈	和歌山市の解釈
①サービス提供の曜日変更	利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	国の解釈のとおり。 継続的な変更の場合は、軽微な変更には該当しない。 ※継続的かの判断は、標準的には1ヶ月を超えるものとするが、あくまでケアマネジャーの判断となる。
②サービス提供の回数変更	同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	軽微な変更には該当する回数変更は標準的には週1、2回と考える。 なお、継続的な変更の場合は、軽微な変更には該当しない。 ※継続的かの判断は、標準的には1ヶ月を超えるものとするが、あくまでケアマネジャーの判断となる。 ※時間の変更についてもこの解釈に準ずると考える。
③利用者の住所変更	利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	住所変更に伴い、住環境、家族構成が変わる等により生活に変化が生じる場合は、軽微な変更には該当しない。
④事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	国の解釈のとおり。
⑤目標期間の延長	単なる目標設定期間の延長を行う場合（ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など）については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	月1回のモニタリング等で目標を変更する必要がないと判断した場合は、国の解釈のとおり。
⑥福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	国の解釈のとおり。
⑦目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	国の解釈のとおり。
⑧目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	国の解釈のとおり。 利用者の状態の変化によるサービス内容変更の場合は軽微な変更には該当しない。
⑨担当介護支援専門員の変更	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更（但し、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と面識を有していること。）のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	国の解釈のとおり。 契約している居宅介護支援事業所が変更になる場合は、軽微な変更には該当しない。

参考

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（解釈通知・老企第22号）】
（抜粋）

第2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

3 運営に関する基準

（8） 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針

⑬ 居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等（第十三号・第十三号の二）

指定居宅介護支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせ利用者に提供し続けることが重要である。このために介護支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

なお、利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する指定居宅サービス事業者等により把握されることも多いことから、介護支援専門員は、当該指定居宅サービス事業者等のサービス担当者と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければならない。（以下省略）

⑭ 居宅サービス計画の変更（第十六号）

介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、基準第13条第三号から第十二号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。

なお、利用者の希望による軽微な変更（例えばサービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が基準第13条第三号から第十二号までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、介護支援専門員が、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第十三号（⑬居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等）に規定したとおりであるので念のため申し添える。